

# 13 埼玉県オオタカ等保護指針に基づく配慮規定

●担当課  
環境科学国際センター  
生物多様性保全担当  
(生物多様性センター)  
(電話0480-73-8361)

**目的**  
埼玉県内において希少であるオオタカを保護することにより、地域の生態系を維持し生物多様性を保全する。

**制度概要**  
県内の各種開発事業を進めるにあたり、「埼玉県オオタカ等保護指針」に基づき事業者に対し配慮を求めるもの。  
(1) 事業地が推定営巣中心域内にある場合 (営巣地から半径400m内)  
・事業の回避  
・2営巣期 (2年) の生息状況等調査及びその結果に基づく保護施策の実施  
(2) 事業地が推定高利用域内にある場合 (営巣地から半径1500m内)  
・非繁殖期 (9月～12月) の工事实施  
・低騒音機器の使用  
・採餌場所の消失、分断化、自然環境の単純化に注意し、自然共生型の事業とするように努める。

- 事業主体**  
県内で開発を行う事業者
- 根拠法令等**  
埼玉県オオタカ等保護指針  
(環境省「猛禽類の保護の進め方」 (H8.8月策定・H24.12月改訂) に基づき策定)
- 創設年度**  
平成11年3月策定
- 制度の留意点**  
法的拘束力はなし

## 手続きフロー

